

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査に基づく本市の人口は、平成 17 年の 66,390 人をピークに減少に転じ、令和 2 年調査では 59,360 人と 15 年間で 7,030 人（△10.6%）が減少している。うち年少人口は 2,128 人が減少。また、生産年齢人口は総人口の減少数を超える 9,933 人が減少している。その半面、高齢者は 3,488 人が増加し、少子高齢化が急速に進行している。

これらは、リーマンショック以後の景気低迷に起因する自動車産業の従業員数の減少や、高校から大学への進学時に流出した学生が進学先等で就職し、本市に戻ってこないことなどが大きな要因となっている。

また、東西に長い渥美半島を市域とする本市では、半島先端部から人口が減少しており、先端地域の人口維持は大きな課題となっている。

本市の産業構造は、日本有数の産出額を誇る農業、臨海部に立地する自動車産業を中心とした製造業、商業や観光産業などがバランスよく立地する。

一次産業では販売農家数が減少傾向にあることと相まって、集約された大規模農家と小規模農家に 2 極化が進んでおり、漁業も含め担い手の確保が課題となっている。

令和 3 年経済センサス（活動調査報告）では事業所（公務を除く。）は総数で 2,321 事業所、従業者数は 31,432 人で、臨海部に立地する大手メーカーを除き、大半が中小企業者の事業所となっている。

本市の北東部に位置する臨海工業地帯には自動車産業・物流業を中心に多くの企業が進出しているものの、近年、労働力人口の減少、若者の製造業離れなどが進み、労働力の確保が大きな課題になっている。また、卸売業・小売業、建設業、宿泊業・飲食サービス業においても、事業所数及び従業者数の減少が大きくなっている。

さらに、市内中小企業者においては、経営者の高齢化や後継者不足に伴い廃業する事業所も増加しており、事業承継が大きな課題となっている。

中小企業者の経営課題には、売上高・利益率の確保、人手・人材の不足、生産性・付加価値の向上等があり、これらに対処するための業務効率化・コスト削減に加え、新規事業創出・付加価値向上の手段としてデジタル活用が注目されている。

本市では、中小企業者のこのような課題に対応すべく、商工会の伴走型支援に対する活動支援や創業支援ネットワークによる創業支援、企業フェア等の開催による地元企業への就労促進など様々な施策を講じてきているが、人口減少、後継者や働き手不足等に対応し、地域産業の活性化を図るためには、中小企業者の生産性を一層高めていくことが必要となっている。

（２）目標

計画期間内において、先端設備等導入計画 20 件の認定を目指し、生産性向上に資する設備投資を促進すると共に、これら企業が生産性を向上することで、持続的な地域経済の発展、雇用・就業環境の改善を図ることを目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定された中小企業者の労働生産性が年平均 3%以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

本市においては、農水産業、製造業、サービス業、観光業など多岐に渡り、多様な業種が田原市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市では、臨海部を中心とした製造業、市街地等に集積する商業・サービス業、市街化調整区域の集落地域を中心とした農漁業、半島先端の伊良湖岬を中心とする観光業などが市域全般に立地している。したがって、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

田原市の経済、雇用は農水産業、製造業、商業・サービス業、観光業など多様な業種が支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の取組は、事業形態により先進設備の導入や情報化への対応など様々なアプローチが必要となることから、労働生産性に関する目標の達成に資するものであれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では持続的な地域経済の発展、雇用・就業環境の改善を図ることを目標としているため、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に当たっては、導入促進指針及び導入促進基本計画に整合することを確認するため、追加の書類の提出その他必要な手段をとることができるものとする。ただし、中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。

また、先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握するため、中小企業者が行った自己評価の実施評価を把握するよう努める。

なお、雇用の安定に配慮し、人員削減を主たる目的として行う先端設備等の導入は、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

また、健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。